

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第91号 平成20(2008)年3月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古代史の再検討(1)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

1 はじめに

日本の古代史は不可解なことが多い。別言すればそれだけ謎が多い。古代史に謎が多いのはひとり我が国にとどまらず、世界中の多くの国々共通の課題といえよう。ただ日本古代史が特異なのは、我が国は『古事記』と『日本書紀』というまとまった史書に恵まれていることである。両書は記紀と併称されているが、記紀は千三百年も前に成立している。こんなに古い時代に成立した史書を有する国はなかなか見あたらない。私の知る限り中国のみである。にも拘わらず、不可解としか言いようのない謎に包まれている。文献に恵まれながら不可解、これが我が国古代史の特異な点といってよい。

原因ははっきりしている。記紀が歴史書とされながら、その記述内容が不可解だからである。

最大の不可解事は、江戸時代に至っても人生五十年と言われていたのに、少なからぬ数の古代天皇の年齢が百歳を大きく越えていることである。たとえば『日本書紀』は、第五代孝昭天皇から第十三代成務天皇に至る、なんと九代に渡る天皇のことがとくが百歳を超えていた、としているのである。

第二に、『日本書紀』の場合は暦自体が存在しないはるか以前（なんと紀元前六百年）まで

遡って暦を示している点である。『日本書紀』が使用しているのは元嘉暦だが、その暦が我が国で始められたのは早くても七世紀の推古朝とされている。第一、元嘉暦そのものが中国で発明されたのは、五世紀（443年）になってからである。紀元前六百年といえ、推古朝を遡ることなんと千二百年にもなるのである。

これでは科学としての歴史を語ることはできない。なんとかならないのか、というのが私の思いであり、本稿の意図もそこにある。少しでも科学としての古代史に貢献できればこれに優る喜びはない。

2 不可思議な記紀の記述

記紀を一読すれば直ちに知られるように、色々不可思議な記述が続出する。神々の世界を描いた神話部分は、荒唐無稽であっても神話だからというので不問に付することもできよう。が人間歴史（人代）の時代に入っても不可思議な記述が見られる。人代は初代天皇神武から始まるが、その神武天皇の祖母は海神の娘である。海底深くに暮らす女神の孫が神武である。時代が下って十二代景行天皇の段になっても、荒唐無稽な記述が出現する。ヤマトタケルが怪力で兄の手足を引き裂いたとか、死後白鳥になって伊勢から河内に飛んでいったとか記されている。次の時代の神功皇后になっても、海の魚たちが浮かんできて船を新羅の国まで運んだといった類の記述になっている。

長くなるのでこれ以上例示しないが、こうした記述に接して、記紀は信用できない、という立場の人々が輩出するのも不思議はない。事実古来から色々な学者が記紀の造作説や創作説を説いている。たとえば、本居宣長は『日本書紀』を排し、『古事記』を重視して『古事記伝』を著した。だが、『古事記伝』は多分に精神論の色彩が濃厚で、科学としての歴史を著しているとは言い難い。『古事記』とて『日本書紀』に負けず劣らず荒唐無稽な記述に彩られている。『日本書紀』よりむしろ説話的要素が濃厚で、『古事記』の方に重きを置く理由はないといってよい。

また、津田左右吉等による天皇の創作説、造作説も根強い。代表的な説は、欠史八代といって、第二代綏靖天皇から第九代開化天皇までの八代は創作されたもの、とする説である。創作であるから、実在人物にあらず、という次第だ。この他にも神武、ヤマトタケル、神功皇后等々創作説は多い。人物ばかりではない。色々な事績、事件についてもである。壬申の乱の存在を疑う説まである。

こうした造作説、創作説については私は私なりの見解を抱いているが、長くなるので別稿に譲り、ここでは結論を急ごう。

ずばり、記紀の造作性、創作性を強調したのでは一歩も前に進まない、という点である。最大の不可解事である「九代に渡る天皇のごとくが百歳を超えていた」とする記述が造作や創作の対象だったとすると、極めて不可解な事態が生ずる。「九代に渡る天皇のごとくが百歳を超えていた」とする記述が造作だとすると、『日本書紀』の編者の知的水準は極めて幼稚だったことになる。子供どころか犬猫にさえ分かるこんなバレバレの嘘を彼らはついたのであるか？もしも天皇を創作するとしたら、だれが「九代に渡る天皇のごとくが百歳を超える」ような幼稚な操作をするであろう。創作ならいくらかでも天皇は増やせるし、年齢も常識的な範囲にして記述できた筈だ。この事態はむしろ逆のことを物語っているのではないか、というのが私の結論である。そこには何らかの意図なり事情なりがあったに相違ない、と考えざるを得ないのである。

3 記紀に記された年齢

私の意図ははっきりしている。記紀の記述はひとたびそのまま受け取ってみよう。そして年代の復元を試み、記紀の記述内容を検証してみることである。たとえば、倭の五王問題、天皇、皇太子がともに死去という謎の記述、隋の時代と唐の時代の混乱記述、等々検証事項は少なくない。私たった一人ですべてを検証することは能力を大きく超えている。が、少なくとも例示した代表的な謎の検証を試みてみたいのである。記紀の造作性を云々するのは、こうした検証の後のことにしてもらいたい、と思っている。

『日本書紀』の年代の復元はこれまでも色々な先輩が試みてきたが、例外なく検証なしである。統計手法によって在位の時代を割りだそうとしたり、算式を發明して計算式にあてはめてみたりしてきた。だが、部分的修正や無検証のままでは復元は意味を持たない。

さりとて、本当に検証に耐える復元が可能であろうか。可能だとしても、それによってガラリとこれまでの古代史が激変してしまうことにならないか。もとより激変は恐るるに当たらない。検証を試みるのであるから、結果が出る。私たちはその結果にしばられるのであって、歴史学者の説にしばられる必要は全くないのである。

年代の具体的な復元に入る前にまずは記紀に記載されている古代天皇の崩御年齢を紹介してみよう。第1表がそれである。

この表を見て分かるように、記紀ともに、古代の人間の年齢としては著しく不自然な年齢が並んでいることが分かる。特に第十六代仁徳天皇までの天皇は多くが百歳を超えている。中には168歳、153歳、などという超不可思議な年齢も示されている。

だが、これらの年齢を記紀見比べながら観察すると、『日本書紀』の方が極めて人工的な操作によっている様子が強く伺われる。仁徳天皇までの天皇年齢を見ると『古事記』は45歳から168歳と幅が大きいのに対し、『日本書紀』は52歳から143歳と上下を縮めて幅を小さくしている。加えて『日本書紀』の場合、先述したように、第五代孝昭天皇から第十三代成務

天皇に至る、九代のことごとくが百歳を超えている。『古事記』の不自然さを少しでも軽減しようとしたのか、それがかえって人工操作の跡を残す結果になっているように見える。不自然は不自然のまま、すなわちなんらかの伝承をそのまま記しておいてくれた方が後世の私たちにはありがたいのである。

事実、『日本書紀』の年代については、讖緯思想に基づいて年代を著しく長く引き延ばした、とする説が歴史学界の定説となっている。詳細は専門書によらねたいが、明治時代に那珂通世(なかみちよ)が唱えた説で、推古九年(601年)の辛酉年より二十一年遡った辛酉年を神武元年に充てた、とするものだ。讖緯思想(しんいしそう)は中国から伝わったもので、干支

で21周(1260年)の辛酉年に革命が起こるという思想である。私もこの説は動かないと考えている。なぜ、推古九年(601年)かといえば、同年斑鳩の地に都を置いたからという次第である。この部分は私には疑問が残るが、そうした細事を論ずるのが主意ではないので、先を急ごう。

こうなると、頼りになるのは『古事記』である。ただ、『日本書紀』の編者のために付言すると、記紀年齢見比べれば伺われるように、『日本書紀』の年齢はおおむね『古事記』に記す長短に応じており、全くでたらめに数字を置いたという訳ではなさそうである。以下、次回から本論に入るつもりである。

第1表 記紀に見る古代天皇の没年令表

代	天皇名	古事記・歳	書紀・歳	古事記崩御年	代	天皇名	古事記・歳	書紀・歳	古事記崩御年
1	神武	137	127	—	21	雄略	124	(93)	己巳年八月
2	綴靖	45	84	—	22	清寧	—	(39)	—
3	安寧	49	57	—	23	顕宗	38	(48)	—
4	懿徳	45	77	—	24	仁賢	—	(50)	—
5	孝昭	93	114	—	25	武烈	—	57	—
6	孝安	123	137	—	26	継体	43	82	丁未年四月
7	孝靈	106	128	—	27	安閑	—	70	乙卯年三月
8	孝元	57	116	—	28	宣化	—	73	—
9	開化	63	115	—	29	欽明	—	—	辛卯年四月 (法王帝説)
10	崇神	168	120	戊寅年十二月	30	敏達	—	(24)	甲辰年四月
11	垂仁	153	140	—	31	用明	—	—	丁未年四月
12	景行	137	106	—	32	崇峻	—	(72)	壬子年十一月
13	成務	95	107	乙卯年三月	33	推古	—	75	戊子年三月
14	仲哀 神功 皇后	52	52	壬戌年六月	34	舒明	—	(49)	—
15	応神	130	110	甲午年九月	35	皇極	—	—	—
16	仁徳	83	(110)	丁卯年八月	36	孝徳	—	—	—
17	履中	64	70	壬申年正月	37	斉明	—	—	—
18	反正	60	(60)	丁丑年七月	38	天智	—	—	—
19	允恭	78	(80)	甲午年正月	39	弘文	—	(25)	8ヵ月
20	安康	56	(56)	—	40	天武	—	—	—
					41	持統	—	—	—

注：記紀のほか「歴代天皇全史」(学習研究社)などを参照して作成。()内は扶桑略記。

前号に引き続き、平成19年11月の例会で発表した「磐井の乱はなかった」に対する質問について、20年1月例会に回答された内容を掲載します。前号まで掲載

- 1 はじめに
- 2 「石井」は「磐井」の省略形なのか。

「磐井の乱はなかった」に対する 問題提議等についての私の考え(2)

名古屋市長 石田敬一

3 ともに死んだ日本天皇及太子皇子とは誰か。

継体紀に書かれている百濟本記の引用の記事である「又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨」の日本天皇を古田先生は、筑紫君磐井とされました。

これに対し、私は、筑紫君磐井は九州王朝のナンバーワンではないから、この日本天皇には当たらないと主張しました。

私としては、すでに2008年11月の例会で、筑紫君磐井が九州王者でないことを明確に示したつもりですので、それで問題ないと考えていましたが、その際に、この日本天皇は、一体、誰なのかとの疑問が提示されました。

そこで、これについて私の考えを整理します。

或本云、天皇、廿八年歳次甲寅崩。而此云廿五年歳次辛亥崩者、取百濟本記爲文。其文云、大歳辛亥三月、軍進至于安羅、營乞毛城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨。由此而言、辛亥之歳、當廿五年矣。後勘校者、知之也。 (「継体紀」廿五年十二月条)

或本に云はく「天皇、二十八年歳次甲寅(534年)、崩ず」と。而るを此に二十五年歳次辛亥(531年)に崩ずと云へるは、百濟本記を取りて文を為れるなり。其の文に云はく「太歳辛亥三月、軍進みて安羅に至り、乞毛城を営る。是月、高麗、其の王安を弑す。又聞く、日本天皇及び太子・皇子、俱に崩薨ず」と。此に由りて言へば、辛亥歳は二十五年に当る。後に勘校へむ者、知らむ。

つまり、或本には天皇は534年に亡くなったとしているが、『百濟本記』では高句麗の王安が亡くなった年に日本天皇・太子・皇子がともに亡くなったとしており、それは531年なので、これに従って継体天皇の死去を記述したというのです。

この継体紀の記述以外に、今、私たちの前には確かな情報が全くといっていいほどありません。

或本とは何か。そして何が書かれていたのか。

『百濟本記』も現存しませんから、この短い文だけでは判然としません。

従って、いずれにしても、この日本天皇を誰と推測することは、たいへん難しいことだと思います。

ただ、磐井と異なる人物を日本天皇であると示すことは、私の考えに妥当性があるかどうかを明確にすることになりますし、疑問を提示されたのは良いきっかけですので、これを機に、無理を承知で、この日本天皇が誰かについて推測します。

まず、日本天皇の死亡が531年であることの根拠は、『三国史記』高句麗本紀にあります。

十三年、夏五月、王薨、號爲安臧王。是梁中大通三年、魏普泰元年也。梁書云、安臧王在位第八年、普通七年卒、誤也。

(『三国史記』卷第十九 高句麗本紀第七 安臧王)

『三国史記』高句麗本紀では、高句麗王の興安(安臧王)は、531年に薨去したとあります。

なお、梁書にある526年卒は誤りであると指摘しています。

次に天皇という文字について考古学の事実を確認したいと思います。

現在、天皇という称号の使用に関して分かっていることは、1998年に飛鳥池遺跡で丁丑年(天武天皇六(677)年)と明記する木簡と一緒に、「天皇」と墨書した木簡が出土したことです。

つまり、7世紀後半の天武の時代に「天皇」

という称号が使われていたことは確かですが、それ以前は証拠となるものは発見されていません。

この531年頃に、天皇という称号があったという確固たる物的証拠は現在のところ無いということです。

次に文献上の「日本」という国号と「天皇」について考えてみます。

「日本」という国号の成立は明確ではありませんが、神武紀に神日本磐余彦尊や曰虚空見日本國（空見つ日本の国）で日本や日本国の文字が見えます

また、^{じんぐうこうごう}神功皇后紀に、新羅王の言葉として「東に神国あり日本という」と日本の国名が記されます。

吾聞、東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也（中略）

是以、新羅王常以八十船之調、貢于日本國、其是之縁也。於是高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍、降於日本國。（「神功皇后紀」撰政前紀）

しかし、一般的には、書紀の大化元年、高句麗や百濟の使者に示した詔に^{あきつみかみとあめのしたしらすやまのすめらみこと}「明神御宇日本天皇」の文言が出てくるのを「日本」初出現の根拠としているようです。

詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、与高麗神子奉遣之使。既往短而将来長。是故、可以温和之心、相繼往来而已。又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以百濟國為内官家。

（「孝德紀」大化元年七月条）

ただ、大化元年は、九州年号（古代逸年号）によれば、695年ですし、法令としては、701年施行の大寶律令の「明神御宇日本天皇」を国号の始まりとするようです。

また、中国の文献では、945年成立の『旧唐書』日本國傳が日本の文字出現の最初でしょうか。この記述の内容も7世紀末のこととされます。

日本國者、倭國之別種也。以其國在日邊、故以日本為名。或曰、倭國自惡其名不雅、改為日

本。或云、日本舊小國、併倭國之地。其人入朝者、多自矜大、不以實對、故中國疑焉。

（『旧唐書』日本國傳）

いずれにしても、日本の国名の成立時期は、7世紀末頃までが目安とされます。

従って、6世紀初めの日本天皇及太子皇子俱崩薨の時代には、まだ「日本」という言葉も「天皇」という言葉もなかったと考えるのが今の一般的な認識でしょう。

そして中国では、701年以降、日本国が正式の国名として使用されるようになります。これに対し『続日本紀』にある大寶二年（702年）の日本国使を主張する記事が合致します。

長安元年（701年）十月、日本国、使を通わし、其の大臣、人を貢し、万物を貢す。

（『冊府元龜』外臣部、朝貢三）

長安二年（702年）冬十月、日本国、使を遣わして万物を貢す。

（『旧唐書』本紀卷六、則天武后）

長安三年（703年）其の大臣朝臣真人、来りて万物を貢す。

（『旧唐書』日本伝）

秋七月甲申朔、正四位下粟田朝臣真人自唐国至。初至唐時、有人、来問曰、何処使人。答曰、日本国使。（『続日本紀』卷第三）

ところが、『日本書紀』の『百濟本記』所引文においては、「継体紀」三年條に「日本」が初出します。

久羅麻致支弥、日本従り来る。

（「継体紀」三年条）

次に『百濟本記』所引文に出現するのが先に示した「継体紀」二十五年條です。

太歲辛亥三月、軍進みて安羅に至り、乞毛城を營る。是月、高麗、其の王安を弑す。又聞く、日本天皇及び太子・皇子、俱に崩薨ず。

（「継体紀」二十五年条『百濟本記』所引）

その後は欽明紀に数多く「日本」が出現します。

安羅を以て父と為す。日本府を以て本と為す。

（「欽明紀」五年条『百濟本記』所引）

冬十月、奈率得文、奈率奇麻等、日本より還り

て曰く「奏す所の河内直・移那斯・麻都等の事、報勅無し」と。

(「欽明紀」五年条『百濟本紀』所引)

三月十二日辛酉、日本の使人阿比多、三舟を率ゐり、都下に至る。

四月一日庚辰、日本の阿比多、還るなり。

(「欽明紀」十一年条『百濟本紀』所引)

そして、『日本書紀』欽明紀本文には、「日本」だけでなく「倭」も「天皇」も出現します。いくつかを抜き出します。

(欽明元年)

二月、百濟人已知部投化、置倭国添上郡山村、今山村已知部之先也。(中略)

秋七月丙子朔己丑、遷都倭国磯城郡磯城嶋、仍号為磯城嶋金刺宮。

(欽明二年)

夏四月、安羅次早岐夷吞奚、大不孫、久取柔利、加羅上首位古殿奚、卒麻早岐、散半奚早岐兒、多羅下早岐夷他、斯二岐早岐兒、子他早岐等、与任那日本府吉備臣、〈闕名字〉往赴百濟、俱聽詔書。百濟聖明王謂任那早岐等言、日本天皇所詔者、全以復建任那、今用何策、起建任那、盍各尽忠奉展聖懷。(中略)

故今追崇先世和親之好、敬順天皇詔勅之詞、拔取新羅所折之國、南加羅、喙己吞等、還屬本貫、遷實任那、永作父兄、恒朝日本。

(欽明五年)

二月、百濟遣施德馬武、施德高分屋、施德斯那奴次酒等、使于任那、謂日本府与任那早岐等曰、我遣紀臣奈率弥麻沙、奈率己連、物部連奈率用歌多、朝謁天皇、弥麻沙等還自日本、以詔書宣曰、汝等宜共在彼日本府、早建良國、副朕所望、爾其戒之、勿被他誑。又津守連從日本來。〈百濟本記云、津守連己麻奴跪、而語訛不正。未詳。〉宣詔勅、而問任那之政。故將欲共日本府任那執事、議定任那之政、。奉奏天皇、遣召三廻、尚不來到。由是不得共論圖計任那之政、奉奏天皇矣。今欲請留津守連、別以疾使、具申情狀、遣奏天皇。当以三月十日、發遣使於日本。此使便到、天皇必須問汝。汝日本府卿、任那早岐等、各宜發使、共我使人、往聽天皇所宣之詔。

(欽明七年)

秋七月、倭国今來郡言、於五年春、川原民直宮登樓聘望、乃見良駒。

(欽明十五年)

冬十二月、百濟遣下部杆率斯干奴、上表曰。百濟王臣明及在安羅諸倭臣等。

(欽明十七年)

冬十月、遣蘇我大臣稻目宿禰等、於倭国高市郡置韓人大身狹屯倉。

(欽明二十三年)

倭国造手彦自知難救、棄軍遁逃。新羅鬪將手持鉤戟、追至城沘、運戟擊之。

一般的には、欽明紀に出現する「倭」はヤマトのこととされ、さらに欽明二年四月以後、「日本」が頻出する点については、不審とされていますが、私は不審だけでは片付けられないと思います。

ここで重要なことは、欽明二年、夏四月に百濟聖明王が任那早岐等に言ったことばの中に「日本天皇」があるということです。

そして、明らかなことは、「倭」のヤマトと「日本」が異なる地を指すということです。

ヤマトではない日本。それは近畿天皇家ではありえません。

さて、それでは、先の継体紀二十五年の日本天皇云々の記事については、どのように考えたらよいのでしょうか。二通りの考え方があると思います。

一つは、書紀成立時点の言葉を書紀の大義名分に立ち、文字を置き換えて記述したというものです。すなわち「倭」を「日本」に、「倭王」を「天皇」に日本書紀の編者が置き換えたと考えられるものです。

もう一つは、この日本書紀の中にある『百濟本記』の記述は、『百濟本記』に書かれたそのままであり、「日本」も「天皇」も事実であったと考えるものです。

もちろん、どちらにしても一世紀より前の博多湾岸にあった「日本」^{ひのもと}を、復活して採用したものにちがいはありませんが。

最初、私は前者であると思いました。

なぜなら、「天皇」も「日本」も、6世紀前半に使われていたという考古学の上で明確な根

拠がない以上、書紀編者が、「倭」を「日本」に、「倭王」を「天皇」に書き換えたと考えることが妥当だと思われたからです。

しかし、531年の頃、6世紀の東アジアの概況を整理するとこれとは異なる状況が見えてきます。

6世紀頃の中国大陸は、南北朝時代で、南朝が宋、齊、梁、陳と続き、北朝は、北魏、西魏・東魏、北周・北齊、そして6世紀末、隋により南北朝が統一されるまで、国が南北に分かれていました。

また、朝鮮半島においても、三国時代で、高句麗、新羅、百済が割拠し、このほか新羅に滅ぼされる6世紀中頃までは伽耶諸国が半島の中南部にありました。

要は、この時期の東アジアは政情が不安定であったわけです。そして、中国の統制が朝鮮半島まで及ばず、王朝ができるごとに国名を変える中国にならるか、斯盧国は503年に新羅と国号を改め独立性を示しています。また、百済は、538年に国号を南扶余としました。

日本列島においても、朝鮮半島の国々と同じように、中国の冊封体制に組み込まれた属国ではなく、独立国として、この6世紀に国号を変えうる状況があったと思います。

しかも、独立国家を表す九州年号が始まるのも、この6世紀です。

また、倭国王多利思北孤が607年に隋に国書を送り「日出づる処の天子」と名告ったことは「日本」との関連性を感じさせます。

つまり、東アジアの政情から、6世紀には新たな国号が生まれる可能性があり、自らの国を「日本」と称したことが否定できない状況があるということです。

それでは、次になぜ、『日本書紀』は『百済本記』の記述を採用したのかについて検討します。

書紀が示す内容は、書紀編集時にはすでに『古事記』があつて、当然、継体527年崩御の資料は存在していたにもかかわらず、これを無視し、さらに或本の534年も取らず、『百済本記』の記事に従った。そして、そこに至る考えを書紀の中に書いたということです。

そもそも自国の王者の経歴を他国の文献に根拠を求めて、正史に記述すること自体がおかしなことです。

本来であれば、何もいいわけをせずに531年と記述することで足りるわけですが、その内幕を一緒に記述した理由は何でしょう。

これに対する答えは、『古事記』にあるとおり本来527年であったとされる継体の死去について、書紀編者は、全く知らないふりをするとともに、『百済本記』の記述をもとに531年を継体の没年にしたことを中国と国内に知らせたかったのだと思います。

もし書紀に527年と記述してしまうと、その時現存していたであろう『百済本記』の記事531年と矛盾してしまい、書紀の読者から疑念をもたれます。

書紀編者は、中国側に対しては百済本記の531年と矛盾したことを記述することはできず、かといって国内では527年と知られていますから明確にどちらとも書くことができません。きっちりと527年と書けば、日本天皇は近畿王者とは明らかに異なることが明白になってしまうことを恐れ、このような不明瞭な書き方をしたのだと思います。

書紀編者は、中国側が『古事記』の存在を知らないで、継体の死亡年が527年であることも知らないと思っていますし、また現在の私たちのように、「後に考える者」も、『古事記』の存在を知るはずもないと思っています。

そこで、或本の534年の記事載せて読者を惑わせながら、『百済本記』の記事に従ったと記述したわけです。

しかも、その本の名を書かずに、或本とするのみです。図書名を記せばその本の実在性がありますが、載せないのは都合が悪いからか、或本が実際にはないからです。

つまり、書紀編者は継体の死は527年が正しいと知って記述しています。

これが私の考えです。

となると、531年に亡くなった倭国の倭王は、継体ではありません。大和とは別の王朝、すなわち九州王朝の王者のことになります。

それは、誰か。

以前にも私が主張したとおり、次に示した筑後國風土記逸文の磐井の墓についての記述は、岩戸山の現地状況とよくマッチしています。

筑後の国の風土記に曰はく、上^{かみつやめ}妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南と北と各六十丈、東と西と各四十丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣なり行を成して四面に周匝れり。東北の角に当りて一つの別区あり。号けて衛頭と曰ふ。衛頭は政所なり。其の中に一の石人あり、縦容に地に立てり。号けて解部と曰ふ。前に一人あり、裸形にして地に伏せり。号けて偷人と曰ふ。生けりしとき、猪を偷みき。仍りて罪を決められむとす。側に石猪四頭あり。臆物と号く。臆物は盗みし物なり。彼の処に亦石馬三疋、石殿三間、石蔵二間あり。…生平けりし時、預め此の墓を造りき。 (『釈日本紀』所引筑後國風土記)

となれば、次の後半部の記述も信頼がおけると思えます。

古老傳えて云う。雄大迹天皇の世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上^{かみつみけ}膳縣に遁れ、南山^{さかしき}峻嶺^{くま}の曲に終る。 (『釈日本紀』所引筑後國風土記)

ここでは、雄大迹天皇の世に当たりと書かれています。

この筑後國風土記を先入観を持たずに読めば、当時の九州王者は、この風土記にいう雄大迹天皇、この人しかいません。

この雄大迹天皇について、定説では『古事記』の言う乎富等王や袁本杼命と発音がほぼ同じだから継体天皇であるとされます。書紀編者は継体天皇のこととして記述したかもしれません。

しかし、九州王朝を前提とすれば、雄大迹天皇に該当する者は、もちろん継体ではありません。

雄大迹天皇は、『古事記』の言う乎富等王や袁本杼命とは名称は似通っているものの没年が異なりますから、同一人物とは考えられません。

これは、「聖徳太子論争」で家永三郎氏の聖

徳太子の「没年月日」批判に答えて、古田先生が述べられた論法です。つまり聖徳太子という重要な人物の没年がわからないはずがありません。これと同様に継体天皇の没年がわからないはずがありません。

区 分		名 称	推定 生年	推定 没年
継 体	古事記	乎富等王 袁本杼命	485年	527年4月9日
	日本書紀	男大迹王 彦太尊	450年	531年2月7日 或本534年
	上宮記 逸文	乎富等大公王	—	—
九州王朝 王者	百濟本記	日本天皇	—	531年3月
	筑後國風 土記	雄大迹天皇	—	—

つまり、古事記の527年の没年が継体天皇の没年であり、書紀のいう『百濟本記』に従ったという没年は継体天皇の没年ではありません。

さらに、『古事記』と『日本書紀』では継体天皇の名称も推定年月日も異なります。明らかに雄大迹天皇と継体は異なる人物であると私には思えます。

磐井の乱が、九州王朝の内乱とすれば、雄大迹天皇と呼ばれる者が九州王朝の王者であり、とりもなおさず継体紀二十五年の『百濟本記』にある日本天皇云々の日本天皇です。それが必然の結果であると私は思います。

4 磐井は、当時のナンバーワンと対等の実力者で、磐井が反抗したのではなく、ナンバーワンから仕掛けられたのではないか。

まず、私は、磐井の乱にかかる『日本書紀』の記述を可能な限り、素直に捉えようと思っています。

書記によれば、6万の大軍を阻んだということ。朝鮮半島側の国々との貿易を行っていたこと。また、風土記によると裁判権を有していたなどとされます。

従って、磐井が九州王朝のナンバーワンと同

じくらの実力を持っていたことについては、書紀に書かれたとおり、私もまったく同感です。

そして、風土記では、「官軍がにわかにも動発したわけですから、官軍が先に仕掛けたと読めるように思われます。

従って、ナンバーワンの方から仕掛けたということについても全く同感です。

5 岩戸山古墳は磐井の墓だろうか。

岩戸山古墳は果たして磐井の墓と決めつけてよいものかのご指摘だったと思います。

私は、岩戸山古墳と風土記の記述はピッタリと合致しているように思います。(詳細は3ですでに述べましたので省略します。)

となれば、これは磐井の墓だと思います。

文献と物証が、これほどマッチしている例は少ないでしょう。

ただ、未発掘ですから、いつの時代か確定はされていないかもしれませんが、現段階では、岩戸山古墳は磐井の墓であるとして、ほぼ間違いがないと思います。

6 筑紫君磐井と筑紫君薩夜麻を関連づけるのはどうか。薩夜麻と薩野馬に付けられた筑紫君の意味は違うのではないか。薩野馬の筑紫君は、辱める意味で使っているのではないか。

古田先生は、筑紫君は九州王朝のナンバーワンの称号であると定義づけました。

筑紫君の冠が付いている磐井も薩夜麻も九州王朝の王者であると関連づけたわけです。

私は、これを前提に反論しました。

古田先生の筑紫君をナンバーワンとするいくつかの根拠は、それぞれ希薄であるので、筑紫君はナンバーワンではないと示したのです。

ですから、筑紫君磐井と筑紫君薩夜麻を筑紫君の称号で関連づけたのは私ではなく、古田先生です。それに反論するために、私は薩夜麻に関する記述から、筑紫君はナンバーワンではないことを示そうとしたのです。

(持統四年十月)乙丑、詔軍丁筑紫国上陽畔郡人大伴部博麻曰、於天豊財重日足姫天皇七年、救百濟之役、汝為唐軍見虜。天命開別天皇三年、土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、

弓削連元宝兒、四人、思欲奏聞唐人所計。

(「持統紀」持統天皇4年条)

(天智十年)十一月甲午朔癸卯、対馬国司遣使於筑紫大宰府言。月生二日、沙門道文、筑紫君薩野馬、韓嶋勝娑婆、布師首磐、四人從唐來日。

(「天智紀」天智天皇10年条)

この天智十年の記事で、薩野馬につけられた筑紫君の冠について、薩野馬だけを辱める意味を強調するため筑紫君をつけたのかどうか、私にはよくわかりません。

ただ、書紀には、部下を奴隷に売って自らは帰国した筑紫君薩野馬等4人は、不名誉な役割を担わされた人物たちとして書かれていますから、わざわざ薩野馬に筑紫君の冠をつけて、昔は立派な一族だったお前も筑紫君の名を辱めたなというニュアンスを編者は込めたかもしれません。

また、名前についても薩夜麻を薩野馬に、まるでお前は薩摩の野生の馬だというように文字を変えています。侮辱した意味があるのでしょうか。

しかし、それが、部下を奴隷に売って自らは帰国したことについて蔑んでいるのか、あるいは、薩野馬はそういう体の低い奴だから九州王朝の倭王ではありえないということを強調したいがためにわざと侮辱しているのか、それがよくわからないわけです。

私は、ここは素直に、薩夜麻は筑紫君という称号に誇りを持ち、また筑紫君として尊敬もされていた一族だからこそ、書紀編者は、ありのままの称号を削除せずに記述したと考えたいと思います。

7 フジモリ、マルコスそれぞれの元大統領の事例はいかがなものだろうか。フジモリもマルコスも亡命当時すでに実力者ではないので、例としてあげるには不適切ではないか。

亡命を例としてあげるのは不適切でした。話を混乱させるだけです。

主張したかったのは、戦争捕虜になって投獄されている者に権力はないということ、つまり投獄されてからもずっと王者であることはありえないということです。

ただ、当時の隣国の状況を調べてみると、唐の懐柔策により王族が都督として帰された事例があります。

百済の場合、捕らえられた義慈王は長安で亡くなりましたが、王子扶余隆が旧都の熊津へ都督として戻されています。

また、高句麗の場合は、668年に長安城（平壤市）が陥落し、高句麗は滅亡しました。唐に投降して長安に連行された宝蔵王は、政治の責任がなかったとして処刑されず、唐の朝鮮半島の放棄政策を補うための措置として、九年後に開府儀同三司・遼東州都督・朝鮮王に任命されています。

ただ、扶余隆も宝蔵王もそれぞれの国が滅亡してしまっているのです。王者その人ではありませんが、王族はそれなりの扱いを受けているようです。

こうした事例を考えると、サチヤマが九州王者であれば、唐軍に拘留された後に筑紫都督府に都督として返されたということも可能性がゼロであるとはいえません。

しかし、先に示したように私はサチヤマは九州王者ではないと考えていますし、これらの例からも分かるように、投獄された王者が自国に権力を持ち続けることはあり得ないと思います。

前号に引き続いて、林俊彦氏の「草薙劍異説」を掲載します。

草薙劍異説 (3)

名古屋市 林 俊彦

(四)

連載を中断させてしまいましたので、一度論点を整理してから、先へ進むことにします。

1 あやうい仮説

古田先生は、『和名抄』に「愛知郡日部郷」が記されていること等から、草薙劍の「くさな

ぎ」は「日・那・城」、すなわち「太陽の輝く水辺の要害の地」と読むべきだとし、草薙劍は元來熱田神宮の宝物で、倭建命の東海での物語は尾張氏の祖、建稲種命の英雄伝説を盗用したものとなりました。

この説は新鮮で興味深く、私なりに検討しているのですが、なお不審な点多々出てきました。

(1) 先生は「日下」以外に、「日」を単独で「くさ」と呼んでいた古代での例として、『和名抄』の「愛知郡日部郷」を挙げられましたが、地名表記を二字ですませるのは、むしろ通例であって、私の生地、阿久比も『和名抄』では「英比」とされます。「日部」は後の文献では「日下部」となり、「くさべ」でなく「くさかべ」と読むのがやはり妥当なようです。

したがって「日下」以外に「日」を「くさ」と読む用例としては不適當でしょう。

(2) また、先生は「愛知郡日部郷」が熱田神宮の近くにあったとされましたが、この日部（日下部）が、今日のどの地域にあたるかは不明で定説がありません。

一方「中島郡日部郷」も『和名抄』で登場しており、尾張連草香の存在も考えると、日部（日下部）は尾張の広範な地域に散在していた可能性もあり、特に熱田神宮と結び付けるには論拠不十分といえます。

(3) 単語は常にグループで捉える必要があります。

「日」を「くさ」と呼んだ集団が、はたして「那」を「な」、「城」を「き」と呼んだでしょうか。最近の先生は、さかんに「日＝ひ」のつく地名に注目され、九州北部には、倭国の前に日本国があったことを主張されております。その地名の周辺には「な、き」のつく地名が多数存在するではありませんか。「日那城」は「ひなき」とは読めても「くさなぎ」とするのは苦しいのでは。

(4) 先生は「草をないだから草薙」は安易な発想だと疑問を持ち、考察を深められたわけですが、しかし、実は「草薙」は焼畑農業に関わる言葉のようです。

焼畑は、けっして無造作に、いきなり山野に火を放つわけではありません。あらかじめ草木を刈り、燃えやすいよう適宜積み上げ配置し、十

分日数をかけ乾燥させます。
神にいのる儀式をします。火をつけるのは必ず傾斜地の上側からで、3分の2ほど燃え進んだところで、下側から点火し、火で火を消します。今では「未開」のイメージの強い焼畑農業ですが、火災を制御する高度な技術と強い集団的結束を必要とする、人類の進化に大きく寄与した文化と言えます。

古田先生は日本の土器文明ががきわめて早くから発生した理由を火山に求められています、私は焼畑文化の発達こそが土器誕生の直接の原因と考えます。

稲作が入った後も、つい最近まで焼畑農業は日本の食生活を支える重要な柱でした。

「草薙」の言葉はこの焼畑と深く関わっているようで、各地の地名に遺存しています。

倭建命が焼津で火攻めに会い、剣で草を薙ぎ、迎え火で危機を逃れた話は、焼畑文化の中でこそ生き生きとした説話となったでしょう。

(5) 先生の言うように、草薙剣が元々尾張にあったとすると、八岐の大蛇の尾から出て来た草薙剣、天孫降臨の時天照大神が孫に授けた草薙剣はどう説明されるのでしょうか。

私には、これも焼畑文化の反映を感じられません。記紀の神代説話には、大国主命をはじめ、しばしば火難からの脱出譚が現れます。

2 魅力的な仮説

しかし考えて見れば、古田先生はこの草薙剣の新解釈に関し、講演会や諸著作で触れることはあっても未だ論文をものしたわけではありません。

いずれ決定版を出し、これらの疑問に明快な解答を与えてくれるでしょう。

(1) 先生の解釈が画期的だと思うのは「日＝くさ」としたことです。

ならば「草」は別な呼び方をしたはずですが。記紀を読み返すと、事実、『日本書紀』においては「草＝かや」でした。「くさ」の訓がつくのは「人草、民草」「弱草の夫」といった抽象的(後代的)な用法であって、具象的な表現では「かや」とする傾向を確認できました。

(2) 「草野(かやの)姫」の発見は私にとって大きな収穫でした。

この女神は大山津見神とともにかつて日本の山野を二分した神でした。天神たちはしきりに「物言う草木」を討伐したことが記紀に記述されています。

私は「くさ(か)」と呼ばれた集団が古代日本に存在したことを想定するにいたりました。

出雲王朝も九州王朝も「草木石の類をつみないて」成立したようです。景行紀に記された市乾鹿文(伊弉^{ニギハヤヒ})、市鹿文(伊弉^{ニギハヤヒ})の姉妹の悲劇(実は卑弥呼の前史)もその一例でしょう。

(3) 中国側の史書によれば、かつて倭人は鬯草を周王朝に献上し、草木の専門家であることを誇りました。それが一変したことは11号

(※ 1996(平成8)年10月、「前(三)」)で述べました。

(4) 私はかつて「日下の王国」が日本の各地にあったことを立証したいと思っています。

その最大のものが神武を撃退した河内の日下でした。

(初出:『東海の古代』13号、1996(平成8)年11月)

2 月例会報告

○ 五瀬命の「五瀬」の読み方について

瀬戸市 林 伸禧

『東海の古代』90号の「ひろば」覧で掲載された内容を詳しく説明された。

また、『歴代鎮西志』・『歴代鎮西要略』に記載されていた古代逸年号を年表形式にまとめられた資料により、紹介された。

○ 『続日本紀』文武四年六月條の「竺志惣領」の検索について

東大阪市 横田幸男

「古田史学の会」会員から『続日本紀』に「竺志惣領」という熟語がある。他の文献ではどうかとの調査依頼があったので、その検索結果を報告された。

○ 両面宿^{すくな}儼伝説についての一考察

岐阜市 竹内 強

岐阜県飛騨地方に広く伝わる伝説におい

て、両面宿禰はため池の築造・寺の建立などで住民に慕われる存在である。『日本書紀』仁徳紀では、住民に害を与えたなどで、天皇は「武振隈」に指示して成敗させた。と伝説とは反対の内容になっている。また、『古事記』には記載されていない。

地元の人間として、さらに両面宿禰について調査を進める予定で、その第1報として報告された。

○ 「高市天皇説」の微証について

豊山町 磯田和則

「高市天皇説」の微証として、「長屋親王」の木簡について説明された。

○ 「磐井の乱はなかった」の質問に対する回答について

名古屋市 石田敬一

前回の例会に引き続いて、「磐井の乱はなかった」に対する質問について回答された。また、回答した質問事項は次のとおり。

- 7 石人石馬の壊れ方は恨みを込めたものではないか。(前回の増補版)
- 8 果たしてサチヤマはいつからいつまで捕虜になっていたか
 - (1) 都督府について
 - (2) 近江遷都について
 - (3) 薩夜麻の捕虜の期間について
- 9 おわりに

○ 『元暦校本万葉集』における大化年号について－『二中歴』以前の使用事例－

瀬戸市 林 伸禧

巻一(高松宮本)の国歌大観番号70・71「前書き」の註書き(朱・代赭及び墨)で次のように記載されている。

裏書云 太上天皇 持統天皇也 大化三年讓位於輕皇太子尊号曰太皇上皇
大化三年は、『元暦校本万葉集』の解説書から考察すると、『二中歴』の原拠本である『懷中歴』からの転記された年号と思われる述べられた。

3月例会に参加を

日時：3月9日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

参加料：500円(会員無料)

今後の予定

4月例会：4月13日(日)名古屋市市政資料館

5月例会：5月18日(日)名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日(5月は第3日曜日)です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意願います。

会 員 募 集

平成20(2008)年度会員を募集します。

年会費：5000円

特典：・例会参加料無料

(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の配布

・論集の配布